

## 平松 一夫 君

ゼミ仲間である。大学・大学院を断トツで卒業し、38歳で教授となった。学者・公認会計士をたくさん育成し、当たり前のように学長となった。学会でも日本の会計学会の会長を経て、世界の会計学会の会長に内定した。アジア人では初めてのこらしい。

それでいて面倒見も良い。我々の渦潮監査法人の10周年記念式典にはヨーロッパから飛行機を乗り継いで駆け付けてくれた。「虎の威を借りる狐」そのものの私であるが、そんな友人を持たれたことを誇りに思っている。



(竹内)

## 平成25年度税制改正の動向

現在、国会にて平成25年度税制改正が審議中です。3月中を目途に正式決定されることが見込まれますが、特に重要な改正項目をまとめてみました。

### - 法人税関係 -

- **生産設備投資減税** … 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度  
生産設備投資を前事業年度の10%超増加させる等の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除（法人税額の20%を限度）を認める。
- **所得拡大促進税制** … 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度  
給与等支給額を基準事業年度の5%以上増加させる等の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額10%（中小企業等は20%）を限度）を認める。
- **雇用促進税制** … 税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げる。
- **研究開発税制** … 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度  
試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、税額控除上限を当期法人税額の30%（現行20%）に引き上げる。
- **商業・サービス業・農林水産業活性化税制** … 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで  
商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置を創設する。
- **中小企業の交際費に係る損金算入の特例**  
… 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度  
定額控除限度額を800万円（現行600万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行10%）を廃止する。

### - 個人所得税関係 -

- **所得税の最高税率引き上げ（40%→45%）** … 平成27年分より
- **特定公社債の利子・譲渡益への課税方式を、上場株式等と同じく申告分離課税へ** … 平成28年分より
- **日本版ISA（少額上場株式等の配当・譲渡益の非課税口座制度）の創設・拡充** … 平成26年1月1日から
- **上場株式等の配当・譲渡益に係る10%軽減税率は、平成25年12月31日をもって廃止**
- **住宅ローン減税等の住宅関連税制** … 平成29年12月31日まで延長  
消費税率が8%または10%となった場合には、現行より減税限度を拡充する。

### - 相続税・贈与税関係 -

- **相続税の基礎控除の縮小（3000万円+600万円×法定相続人数）**
- **相続税の最高税率引き上げ（50%→55%）等、税率構造の変更**
- **小規模宅地等についての評価減額特例（80%減）の適用面積拡充**
- **未成年控除・障害者控除の拡大**
- **贈与税の最高税率引き上げ（50%→55%）等、税率構造の変更**
- **20歳以上の直系卑属への軽減贈与税率の創設**
- **相続時精算課税の要件緩和（受贈者に孫を追加、贈与者は60歳以上に引下げ）**
- **事業承継税制の適用要件等の緩和**
- **教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の創設** … 平成25年4月1日から平成27年12月31日まで  
祖父母等（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。  
この資金について、子・孫ごとに1,500万円（学校以外は500万円を限度）を非課税とする。

… 平成27年1月1日以後より

### - その他 -

- **領収書に関する印紙税の対象範囲（3万円以上→5万円以上）の引き上げ** … 平成26年4月1日以後より

各改正事項の詳細は、今後のさくら通信にて、順次ご紹介する予定です。

また、社会保険・労働保険の改正もあわせ、当社主催の改正法セミナーを実施する予定です（4月12日（金））。ぜひご参加ください。

(大寺)

**有期労働契約の「労働契約法の改正について」  
平成25年4月1日より施行されます**



(西谷)

有期労働契約を5年を超えて繰り返し更新することが見込まれる場合には、無期転換が円滑に進むよう、無期転換後の労働条件の在り方について、労使で、あらかじめよく話し合い、就業規則や労働契約書などに規定しておく必要があります。

**主な改正法**

**I 無期労働契約への転換（第18条）**

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

※5年のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象であり、施行日前に既に開始している有期労働契約は含めません。  
また、労働契約書や労働条件通知書、同一の使用の下での過去の勤続の状況を記載した書面など、通算契約期間の確認ができる書類を保存しておくことが望まれます。

**II 不合理な労働条件の禁止（第20条）**

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

**3月の社会保険労務**

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満：請負金額19,000万円未満の工事（労働基準監督署）
- 31日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）  
有期事業概算保険料延納額＜4月～7月分＞の納付（労働基準監督署）

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届  
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

**会計制度**

●●● 税効果会計④ ○●○

今日は、税効果会計のまとめです。

税効果会計適用のメリットとデメリット	
メリット	利益と税額のズレを調整できる。
	将来キャッシュフローを現経営陣がどのように見積もっているかを表すことができる。
デメリット	換金性の乏しい資産（繰延税金資産）が見積りによって計上される。

前回ご説明した通り、繰延税金資産は「税金の前払」に似た性格を有しています。ということは、将来に課税が発生しなければ（＝将来、経営状況が悪化し、課税所得が発生しなければ）「税金の前払」もその意味を失い、繰延税金資産の取崩＝費用の発生を招きます。

つまり、経営陣が将来の経営状況を良いと判断していれば繰延税金資産は大きく計上されますし、将来の経営状況を悪いと予測していれば繰延税金資産は小さく計上されます。

（勿論、将来の経営状況だけで繰延税金資産の額が決定されるわけではありませんが・・・）

個人的には、経営陣の将来見込みを読み取ることができる、このことが税効果会計最大の意義だと思います。

(渡邊)

**リスマネ委員会**

●●○ 小規模企業共済のメリット（具体例）○●○

これまでに、小規模企業共済の制度について文章でメリットをご案内させていただきましたが、今回はその概要の一部を具体的な数字にしてみました。確定申告中というこの時期、貯蓄をしながら節税効果を活かした備えにしてみたいはいかがでしょうか。

**掛金の全額所得控除による節税額**

課税される 所得金額	加入前の税額		掛金月額ごとの加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	104,600円	204,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	404,000円	36,500円	<b>109,500円</b>	182,500円	241,300円

例えば、掛金月額3万で課税所得400万であれば年109,500円の節税になります



注）課税所得は、その年分の総所得金額から、各種所得控除後を後の金額としている（なお、所得税、住民税の課税される所得金額は計算上同一としています）。税額については平成25年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めた計算。住民税均等割については、4,000円としている。

\*計算例は一部です。詳しくは当職員にお尋ねください。

(岡田)

# 建設係

○●○ 印紙税軽減へ ○●○

政府与党は、平成 25 年度税制改正大綱にて工事請負契約書と不動産譲渡契約書にかかる印紙税について特例措置の適用期限を平成 29 年度末まで 5 年間延長し、平成 26 年度以降については契約金額に応じて税額を引き下げる軽減措置となりました。改正案は、以下の通りとなっています。

建設工事の請負に関する契約書	本則税率	現行	改正案
100 万円を超え 200 万円以下	400 円	400 円	200 円
200 万円を超え 300 万円以下	1000 円	1000 円	500 円
300 万円を超え 500 万円以下	2000 円	2000 円	1000 円
500 万円を超え 1 千万円以下	1 万円	1 万円	5000 円
1 千万円を超え 5 千万円以下	2 万円	1 万 5 千円	1 万円
5 千万円を超え 1 億円以下	6 万円	4 万 5 千円	3 万円
1 億円を超え 5 億円以下	10 万円	8 万円	6 万円
5 億円を超え 1 0 億円以下	20 万円	18 万円	16 万円
1 0 億円を超え 5 0 億円以下	40 万円	36 万円	32 万円
5 0 億円を超えるもの	60 万円	54 万円	48 万円



(待田)

# 資産税係

○●○ 平成 25 年度税制改正大綱① (相続税) ○●○

相続税については、課税ベースを拡大するため基礎控除を現行の 60%相当額まで引き下げる予定です。

(現行) 5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人数)  
(改正案) 3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人数)

これにより、相続税の申告や納税が必要となる方が増加すると思われます。

また、税率についても法定相続人の取得価額 6 億円超に 55%を新設、現行の 6 段階を 8 段階として、超過累進税率の課税を強化する見直しも行われます。

その一方、小規模宅地特例は居住用宅地の適用上限を 240 ㎡から 330 ㎡に拡大され、事業用と併用する場合についても完全併用が可能となり、限度面積は最大で 730 ㎡まで広がられます。また、居住用宅地については、二世帯住宅の場合の構造要件を撤廃し、老人ホーム等に入居し空き家となっている場合にも特例の適用を認めるなど、適用要件も緩和されます。

これら相続税と小規模宅地特例の居住用宅地の面積要件の見直しは平成 27 年 1 月 1 日以後の相続及び遺贈から、居住用宅地の構造要件等の緩和は平成 26 年 1 月 1 日から適用される予定です。

なお、死亡保険金の非課税措置は現行制度が維持されることとなり、旧政府案にあった法定相続人のうち生計一の者等に限定する見直しは行われません。未成年者控除・障害者控除は 6 万円から 10 万円に引き上げられます。

3 月の国会で通過すれば、上記の改正となります。

(坂田)

## 3月の税務

- 24 年分所得税の確定申告  
申告期間…2月18日から3月15日まで  
納期限…3月15日
- 所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日
- 24 年分所得税の総収入金額報告書の提出  
提出期限…3月15日
- 確定申告税額の延納の届出書の提出  
申請期限…3月15日 延納期限…5月31日
- 個人の青色申告の承認申請  
申請期限…3月15日 (1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヵ月以内)
- 23 年分所得税の更正の請求 請求期限…3月15日
- 24 年贈与税の申告  
申告期間…2月1日から3月15日まで
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告  
申告期限…3月15日
- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…3月11日
- 個人事業者の24 年分の消費税・地方消費税の確定申告  
申告期限…4月1日
- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>  
申告期限…4月1日
- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(24年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…4月1日
- 法人・個人事業者(24年12月分及び25年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…4月1日
- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)  
申告期限…4月1日
- 消費税の年税額が 400 万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>  
申告期限…4月1日
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヵ月分)<消費税・地方消費税>  
申告期限…4月1日



購入に際して、自己資金が少ない場合「リース会社等によるローン（分割払）」「金融機関等よりの融資」を利用する事が多いですが、それぞれのメリット・デメリットを考えてみたいと思います。

	ローン	融資
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・割安な動産総合保険に加入できる（選択制）</li> <li>・金利が固定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返済期間を長くすることができる</li> <li>・元金返済の据置期間がある</li> <li>・最初から自己所有になる</li> <li>・一部繰り上げ返済が可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動産総合保険料は個々に加入すると割高になる</li> <li>・一部繰り上げ返済できない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間が長くなると金利が変動する</li> <li>・返済期間によって減価償却後にも借入金だけが残る場合がある</li> </ul>

※共に条件を満たせば、医療機器の特別償却の適用ができます。

(田中)

## 広告コーナー

まだまだ、広告募集中です！！

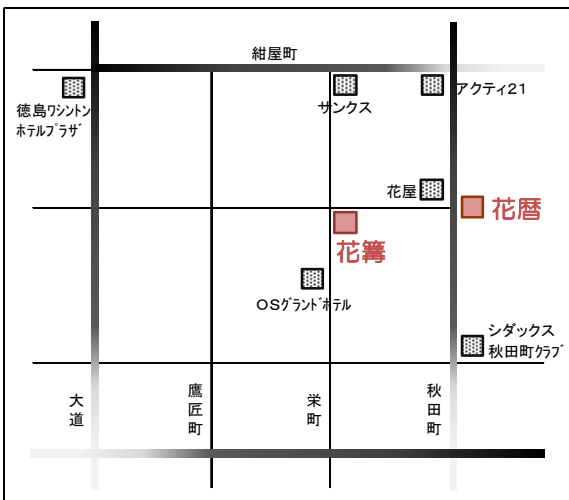
※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。

### 鉄板焼きコース

■花篝 牛肉ステーキコース……………（1人前）3,500円  
 サラダ・季節の焼き野菜盛り合わせ・魚介類焼き・牛肉ステーキ・デザート

■カサブランカ 阿波尾鶏ステーキコース……………（1人前）3,300円  
 サラダ・季節の焼き野菜盛り合わせ・魚介類焼き・阿波尾鶏ステーキ・デザート

お好み焼きコース…（1人前）2,300円 / 焼きそばコース…（1人前）1,980円



他メニュー多数ご用意しております。

出前宅配はじめました！！  
 お問い合わせください。

お好み焼き&鉄板焼き

**花篝** はなかがり

ラウンジ

**花暦** はなごよみ

徳島市栄町1丁目15 TKBビル1F  
 TEL: 088-653-9335  
 営業時間 18:00~2:30AM (ラストオーダー)  
 定休日 日曜、祭日 (予約のみ営業可)

徳島市秋田町1丁目14-1 カカコビル1F  
 TEL: 088-653-9333  
 営業時間 20:00~1:00AM  
 定休日 日曜、祭日 (予約のみ営業可)

## 研修会のご案内

日時：4月12日（金）14:00~16:40  
 場所：徳島県立障害者プラザ 3F 研修室1

※詳しい内容につきましては、別途案内状をお送りいたします。

## 日本政策金融公庫からのご案内

セーフティネットや設備資金貸付利率特例など、利率の0.5%を引き下げる優遇制度が3月末で終了します。設備投資が遅れても、融資決定が3月中にあれば、優遇利率が適用される場合があります。事業資金のお申込はお急ぎ下さい。

さくら通信をご覧になって、ご意見・感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
 .....  
 .....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人

さくら社会保険労務士法人

労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181